

★ 広島県ワクチン接種緊急促進基金条例（条例第三十六号）（健康対策課）

一 制定の理由

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進することを目的として、当該ワクチンの接種に係る費用を助成する事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) 国から交付された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種に係る費用を助成する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十二年十二月二十七日

★ 広島県暴力団排除条例（条例第三十七号）（警察本部）

一 制定の理由

暴力団が県民の生活及び事業者の事業活動に脅威を与えている広島県の現状にかんがみ、広島県からの暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、県及び県民等の役割を明らかにし、暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団に対する利益の供与の禁止、暴力団の排除のために講ずべき措置等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び広島県における社会経済活動の健全な発展に寄与するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例における次の用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (一) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。
 - (二) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
 - (三) 暴力団員等 暴力団員及び現に18(三)の規定による公表が行われている者をいう。
 - (四) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
 - (五) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県民の生活又は県内における事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
 - (六) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
 - (七) 県民等 県民及び事業者をいう。
 - (八) 関係機関等 広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定されている法人その他の暴力排除活動を行う機関又は団体をいう。
- 2 基本理念
- 暴力排除活動は、暴力団が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある構成員で組織され、県民の安全で平穏な生活及び社会経済活動の健全な発展に多大な悪影響を及ぼす存在であることを県、県民等及び関係機関等が共に認識し、相互に緊密な連携の下で一体となり、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。
- 3 県の役割
- (一) 県は、県民等の協力を得るとともに、国、市町その他の関係機関等との連携を強化し、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(二) 県は、絶えず暴力団の動向に注意を払い、暴力排除活動を行おうとする県民等に
対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

4 県民等の役割

(一) 県民等は、2の基本理念にのっとり、暴力団員等と不適切な関係を持つことなく、
暴力団との関係の遮断を図るとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に
積極的に協力するよう努めるものとする。

(二) 事業者は、法令上の義務がある場合のほか、その行う事業により暴力団を利する
こととならないよう、暴力排除活動に積極的に取り組むものとする。

5 県の事務及び事業における措置

(一) 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならない
よう、暴力団員等を県が実施する入札に参加させず、又は法令に違反しない限りに
おいて暴力団員等を補助金、交付金等の公金の交付の対象としないようにする等の
必要な措置を講ずるものとする。

(二) 県（県が設置する公の施設の管理を委任された者を含む。）は、暴力団の活動の
ために公の施設を利用しようとする者に対し、利用の承認又は許可を与えないこと
ができることとする等の必要な措置を講ずるものとする。

6 市町への協力

県は、市町において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町に対し、情
報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

7 警察による保護措置

警察本部長は、暴力排除活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられ
るおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護体制の確立、警戒の実施そ
の他の必要な措置を講ずるものとする。

8 暴力団からの離脱を促進するための措置

県は、関係機関等と連携しながら、暴力団員の暴力団からの離脱を促進し、その社
会復帰を援助するための必要な措置を講ずるものとする。

9 利益の供与等の禁止

(一) 何人も、情を知って、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が指定した者に
対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の
財産上の利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないで
した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限
りでない。

(二) 暴力団員等は、他人に対し、(一)に違反する行為をするよう要求してはならない。

10 暴力団利用行為等の禁止

(一) 何人も、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を加える目
的をもって、暴力団の威力を利用してはならない。

(二) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させてはならない。

11 不当要求があった場合等の措置

県民等は、暴力団員から不当要求があった場合又は暴力団の排除に資すると認められる情報を知った場合は、県又は関係機関等に対し、相談し、又は当該情報を提供するよう努めなければならない。

12 契約時における措置等

(一) 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認められるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければならない。

(二) 何人も、自己が締結しようとしている契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、当該契約を締結してはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(三) 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

(四) 事業者は、(三)の事項を定めた契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

13 不動産の譲渡等をしようとする者の責務

(一) 県内に所在する不動産（以下単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権その他の不動産の使用をその内容とする物権の設定を含む。以下同じ。）をしようとする者は、当該譲渡又は貸付けに係る契約の相手方となるべき者に対し、当該不動産を暴力団事務所用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

(二) 何人も、自己が譲渡又は貸付けをしようとしている不動産が暴力団事務所用に供されることとなることを知って、当該譲渡又は貸付けに係る契約を締結してはならない。

(三) 不動産の譲渡又は貸付けをしようとする者は、当該譲渡又は貸付けに係る契約において、次に掲げる旨のすべてを定めるよう努めなければならない。

(1) 当該不動産を暴力団事務所用に供してはならない旨

(2) 譲渡に係る契約にあっては、当該不動産が暴力団事務所用に供されていることが判明したときは、当該不動産の買戻し又は譲渡人の予約完結の意思表示によってする再売買ができる旨

(3) 貸付けに係る契約にあっては、当該不動産が暴力団事務所用に供されている

- ことが判明したときは、貸主が催告をすることなく当該契約を解除できる旨
- (四) (2)又は(3)に規定する場合となったときは、当該譲渡若しくは貸付けをした者又はその承継人は、速やかに、当該不動産を買い戻し、若しくはその再売買を完結させ、又は当該貸付けに係る契約を解除するよう努めなければならない。
- 14 不動産の譲渡等の代理等をする者の責務
- (一) 不動産の譲渡又は貸付けの代理又は媒介をする者は、当該譲渡又は貸付けをしようとする者に対し、13の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。
- (二) 何人も、他人が譲渡又は貸付けをしようとしている不動産が暴力団事務所用に供されることとなることを知って、当該譲渡又は貸付けに係る契約の代理又は媒介をしてはならない。
- 15 暴力団の活動を助長することになる契約等の要求の禁止
- 暴力団員等は、他人に対し、12(二)、13(二)又は14(二)に違反する行為をするよう要求してはならない。
- 16 暴力団を経営及び運営に関与させること等の禁止
- 次のいずれかに該当する事業者（以下「入札参加資格業者等」という。）は、その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としてはならない。
- (一) 県が県の実施する入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を満たす者を登録する名簿を作成している場合において、当該名簿に登録され、又は当該名簿への登録を申請している事業者
- (二) 県と契約（他の者と契約したのでは、県の目的を達することができないとして行われた随意契約を除く。）を締結して、その履行を完了していない事業者
- (三) 補助事業者等若しくは間接補助事業者等であり、又は補助金等若しくは間接補助金等の交付若しくは融通を申請している事業者
- 17 暴力団の維持及び運営に協力すること等の禁止
- (一) 入札参加資格業者等は、暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしてはならない。
- (二) 入札参加資格業者等は、暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的及び儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

(三) 入札参加資格業者等は、その行う事業に関し、情を知って、次のいずれかに該当する事業者を利用してはならない。

(1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人として、
ている事業者

(2) (一)に規定する行為をし、又は(二)に規定する関係を有している事業者

(四) 入札参加資格業者等は、情を知って、(三)(1)に該当する事業者に資金等を供給し、又は便宜を供与してはならない。

18 利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表

(一) 公安委員会は、次のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(1) 9 (一)に違反して、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(2) 9 (二)に違反して、他人に(1)に該当する行為を要求する行為

(3) 10 (一)又は(二)に違反して、暴力団の威力を利用して、又はその行う事業に暴力団員を従事させる行為

(4) 12 (二)、13 (二)、14 (二)又は15に違反する行為

(二) 公安委員会は、調査対象者が(一)(1)から(4)までのいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該調査対象者に対し、公安委員会規則で定めるところにより当該行為を中止し、又は暴力団の排除のために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(三) 公安委員会は、(一)により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は(二)により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、二十四月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

(四) 公安委員会は、(三)の公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

19 入札参加資格業者等に関する通報等

(一) 公安委員会は、入札参加資格業者等が16又は17に違反していると認めるときは、その旨を知事に通報するものとする。

(二) 公安委員会は、(一)の通報をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところ

により、当該通報に係る入札参加資格業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

- (三) (一)の通報を受けた知事は、当該通報に係る入札参加資格業者等を県が実施する入札に参加させず、又は法令に違反しない限りにおいて当該通報に係る入札参加資格業者等を補助金、交付金等の公金の交付の対象としないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

20 青少年に対する指導等の措置

青少年（十八歳未満の者をいう。以下同じ。）の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において青少年に対し、指導、助言その他適切な措置をとるよう努めるものとする。

21 暴力団員による禁止行為

暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所を青少年を立ち入らせてはならない。

22 禁止行為に対する措置

- (一) 公安委員会は、21に違反する行為をした疑いがあると認められる暴力団員及びその関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。
- (二) 公安委員会は、21に違反する行為をした暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命ずることができる。

23 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

(一) 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内において暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校（大学を除く。）又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 児童福祉施設又は児童相談所
- (3) 図書館
- (4) 博物館
- (5) 公民館

(6) その他特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

(二) (一)の規定は、同規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(三) (一)及び(二)は、暴力団事務所の開設、運営、維持等を正当化する根拠としてはなら

ない。

24 市町の条例との関係

- (一) この条例の規定は、市町が、地域の実情に応じて暴力団の排除を推進するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。
- (二) (一)にかかわらず、市町は、条例で、23の暴力団事務所の開設又は運営に係る規制を緩和することができない。

25 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

26 罰則

- (一) 23(一)に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- (二) 22(二)に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

27 両罰規定

- (一) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、26(一)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、26(一)の罰金刑を科する。
- (二) 法人でない団体について(一)の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（総務課）

一 改正の理由

情報公開を推進することを目的として、行政文書の開示の対象となる実施機関及び開示請求権者の範囲を拡充するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 実施機関の追加

行政文書の開示の対象となる実施機関として、広島県土地開発公社、広島県道路公社、広島県住宅供給公社及び広島高速道路公社を加えた。

2 開示請求権者の拡充

開示請求権者を県内に住所を有する者等からすべての者に拡充した。

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十三年一月一日

★ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（警察本部）

一 改正の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正により、いわゆる出会い系喫茶営業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第六号の政令で定める営業として店舗型性風俗特殊営業に加えられたことに伴い、当該営業について必要な事項を規定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

法第二条第六項第六号の政令で定める営業（いわゆる出会い系喫茶営業）の営業禁止地域及び広告制限地域を、他の店舗型性風俗特殊営業（いわゆるモーテル営業等を除く。）と同一の規制となるように定めた。

三 施行期日

平成二十三年一月一日

★ 知事等の給与の特例に関する条例（条例第四十号）（人事課）

一 制定の理由

県政運営に係る職責にかんがみた措置として、知事等及び指定職職員の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 次の知事等及び指定職職員に支給する給料の月額を、次の割合に相当する額を減じた額とした。

区	分	割	合
一 知事		一〇〇分の一〇	
二 副知事		一〇〇分の七・五	
三 教育長		一〇〇分の五	
四 病院事業の管理者			
五 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員			
六 指定職（県立広島病院長）			

2 地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）を除く手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、1の減額前の額とした。

3 知事等（病院事業の管理者を除く。）に支給する地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を含む。）の額は、当該額からその額の百分の五十に相当する額を減じた額とした。

4 特例措置の期間は、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとした。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十一号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十二年十月七日付けの給与勧告や国家公務員の給与の改定状況などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当の額などを改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料表の改定

- (1) 平成二十二年度の改定
職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(2) 平成二十三年以降の改定

地域手当の支給地域及び支給割合の改定に伴い、職員（医療職給料表（一）適用者を除く。）の給料月額を、給料表の給料月額に百分の九十八・三三を乗じて得た額とした。

(二) 管理職員の給与制度の見直し

職務・職責と勤務実績・能力評価に応じた給与制度を構築するため、行政職給料表七級以上の級の適用を受ける職員について、定期昇給制度を廃止し、職務の級ごとに、号給を固定して運用する制度を導入することとした。

(三) 諸手当の改定

(1) 地域手当

ア 平成二十二年度の改定

広島県内に在勤する職員（医療職給料表（一）適用者を除く。）について、百分の一・〇四（平成二十二年四月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間においては、百分の〇・九四）の支給割合の地域手当を支給するものとした。

イ 平成二十三年以降の改定

職員（医療職給料表（一）適用者を除く。）に支給する地域手当について、支給地域及び支給割合を次のとおりとした。

支給地域	支給割合
東京都特別区	一〇〇分の一八
大阪府大阪市	一〇〇分の一五
広島市及び安芸郡府中町	一〇〇分の六

県内のその他地域	一〇〇分の三
----------	--------

(2) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

ア 平成二十二年度の支給割合

区分	支給月	改正前	改正後
職員(特定幹部職員を除く。)	三月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の二五
特定幹部職員	三月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の二五
再任用職員(特定幹部職員を除く。)	三月	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一五
再任用の特定幹部職員	三月	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一五

イ 平成二十三年以降の支給割合

区分	支給月	改正前	改正後
職員(特定幹部職員を除く。)	六月 三月 一二月 一二月	一〇〇分の一五 一〇〇分の四〇 一〇〇分の一二〇	一〇〇分の一〇 一〇〇分の三五 一〇〇分の一五
特定幹部職員	六月 三月 一二月 一二月	一〇〇分の九五 一〇〇分の四〇 一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の九〇 一〇〇分の三五 一〇〇分の一〇〇
再任用職員(特定幹部職員を除く。)	一二月	一〇〇分の七五	一〇〇分の七〇
再任用の特定幹部職員	一二月	一〇〇分の六五	一〇〇分の六〇

(3) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

ア 平成二十二年度の支給割合

平成二十二年度の支給割合を、職員にあつては百分の百四十から百分の百三十五(特定幹部職員にあつては、百分の百八十から百分の百七十五)に、再任用職員にあつては百分の七十から百分の六十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十から百分の八十五)に、それぞれ減じたこととするため、平成二十三

年三月に支給される期末手当において、所要の調整措置を講じた。
 イ 平成二十三年度以降の支給割合

区分	支給月	改正前		改正後	
		六月	十二月	六月	十二月
職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の七〇	一〇〇分の七〇	一〇〇分の六七・五	一〇〇分の六七・五
	十二月	一〇〇分の七〇	一〇〇分の七〇	一〇〇分の六七・五	一〇〇分の六七・五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の八七・五	一〇〇分の八七・五
	十二月	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の八七・五	一〇〇分の八七・五
再任用職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の三一・五	一〇〇分の三一・五
	十二月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の三一・五	一〇〇分の三一・五
再任用の特定幹部職員	六月	一〇〇分の四五	一〇〇分の四五	一〇〇分の四二・五	一〇〇分の四二・五
	十二月	一〇〇分の四五	一〇〇分の四五	一〇〇分の四二・五	一〇〇分の四二・五

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料表の改定

- (1) 平成二十二年度の改定
 第一号任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- (2) 平成二十三年度以降の改定
 地域手当の支給地域及び支給割合の改定に伴い、任期付研究員の給料月額を、給料表の給料月額に百分の九十八・三三を乗じて得た額とした。

(二) 期末手当の改定

- (1) 平成二十二年度の支給割合
 任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	改正前		改正後	
		三月	六月	三月	六月
任期付研究員	三月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の四〇	一〇〇分の二五	一〇〇分の二五

- (2) 平成二十三年度以降の支給割合

区分	支給月	改正前		改正後	
		三月	六月	三月	六月
任期付研究員	三月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の四〇	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五
	六月	一〇〇分の一三〇	一〇〇分の一三〇	一〇〇分の一三五	一〇〇分の一三五
	十二月	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一三五	一〇〇分の一三五

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料表の改定

(1) 平成二十二年度の改定

特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(2) 平成二十三年以降の改定

地域手当の支給地域及び支給割合の改定に伴い、特定任期付職員の給料月額を、給料表の給料月額に百分の九十八・三三を乗じて得た額とした。

(二) 期末手当の改定

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

(1) 平成二十二年度の支給割合

区 分	支給月	改 正	
		前	後
特定任期付職員	三月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の二五

(2) 平成二十三年以降の支給割合

区 分	支給月	改 正	
		前	後
特定任期付職員	三月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の三五
	一二月	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一三五
	六月	一〇〇分の一三〇	一〇〇分の一二五

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の

委員及び常勤の監査委員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

(一) 平成二十二年度の支給割合

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
特別職の職員等	三月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の二五

(二) 平成二十三年以降の支給割合

区 分	支給月	改 正	
		前	後
特別職の職員等	三月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の三五
	一二月	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一三五
	六月	一〇〇分の一三〇	一〇〇分の一二五

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与改定

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給される給与の支給割合について、国家公務員の取扱いに準じ、百分の七十未満にも設定できるように改定した。

6 その他

この条例の施行に伴い必要な措置を定めた。

三 施行期日等

1 平成二十三年一月一日。ただし、二一(一)(2)、二一(一)、二一(三)(1)イ、二一(三)(2)イ、二

一(三)(3)イ、二二(一)(2)、二二(二)(2)、二三(一)(2)、二三(二)(2)、二四(二)及び二五については、

平成二十三年四月一日

2 二一(三)(1)ア(平成二十二年四月一日から平成二十二年十二月三十一日までの支給割

合の部分に限る。)については、平成二十二年十二月二十七日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

★ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（人事課）

- 一 改正の理由
 行政委員会の委員等の報酬を月額及び日額により支給する制度に改めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員等（教育長、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員を除く。）の報酬を次のとおり改めた。

区		分		改正前		改正後			
教育委員会	委員	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円
	委員長	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円
選挙管理委員会	委員	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円
	委員長	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円
人事委員会	委員	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円
	委員長	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円
監査委員	県議会議員のうちから選任された委員	月額	二二二、〇〇〇円	日額	一〇六、二二、二〇〇円	月額	二二二、〇〇〇円	日額	一〇六、二二、二〇〇円
	その他の委員	月額	二八六、〇〇〇円	日額	一四三、二二、二〇〇円	月額	二八六、〇〇〇円	日額	一四三、二二、二〇〇円
公安委員会	委員	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円
	委員長	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円
労働委員会	委員	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円	月額	二三四、〇〇〇円	日額	一一七、二二、二〇〇円
	会長	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円
収用委員会	委員	月額	二二二、〇〇〇円	日額	一一〇六、二二、二〇〇円	月額	二二二、〇〇〇円	日額	一一〇六、二二、二〇〇円
	会長	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円	月額	二四四、〇〇〇円	日額	二四、四〇〇円

★ 職員の給与に関する条例及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（教育委員会）

一 改正の要旨

義務教育費国庫負担金の算定額の見直しや他県の状況等を考慮して、県立学校及び市町立学校の教育職員に対して支給する義務教育等教員特別手当の額の上限を次のとおり改定した。

改正前	改正後
一一、七〇〇円	八、〇〇〇円

二 施行期日

平成二十三年一月一日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十四号）（教育委員会）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十二年十月七日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 給料表の改定

(一) 平成二十二年度の改定

市町立学校職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 平成二十三年以降の改定

市町立学校職員の給料月額を、給料表の給料月額に百分の九十八・三三を乗じて得た額とした。

2 経過措置について、所要の改正を行った。

三 施行期日

平成二十三年一月一日。ただし、二1(二)については、平成二十三年四月一日

★ 広島県議会基本条例（条例第四十五号）

一 制定の理由

地方分権改革が進展する中、真の地方自治を確立するためには、地方公共団体の自主性や自立性をより一層高める必要がある、地方議会の果たすべき役割は極めて大きいことを踏まえ、議会の基本理念、議会の役割と機能、議員の責務等をあらためて明らかにし、県民の負託にこたえ、県民に信頼される議会の構築に向けて、議会改革をさらに推進するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本理念

議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

2 議会の役割と機能

(一) 議会の使命

議会は、県民の意思を代表する議員の議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に反映させることを使命とする。

(二) 議会の役割

議会は、使命を果たすために、次の役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議決により県府の意思決定を行うこと。
- (2) 知事等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 議員提案による条例の制定、決議等を通じて、独自の政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 県政に関する調査を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること。
- (6) 決議、意見書等により、国等に意見表明を行うこと。

(三) 議会機能の充実

- (1) 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、地方自治法の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。
- (2) 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査又は諮問のための機関を設置することができる。

3 議員活動

(一) 議員の責務

- (1) 議員は、県民の代表として、県民及び県全体の利益を考え、県民の負託にこたえる責務を有する。
- (2) 議員は、議会の構成員として議会活動を担う責務を有する。

(二) 議員活動と役割

議員は、責務を果たすため、次の活動を行うものとする。

- (1) 県政に関する県民の意思の把握に努めること。
- (2) 県政の課題及び政策に関する情報収集に努めること。
- (3) 議員としての資質の向上を図るため、自己研さんに努めること。
- (4) 自らの議会活動について、県民への説明に努めること。

(三) 会派

- (1) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- (2) 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、必要に応じて、会派間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。

- (3) 会派は、県政に関する県民の意思の把握、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びに所属議員の議会活動に必要な研修等を行うよう努めるものとする。

(四) 政務調査費

- (1) 会派は、議会の役割及び議員の職務を十分に認識したうえ、調査研究並びに広聴及び広報に資するため、政務調査費の交付を受けるものとする。
- (2) 政務調査費の交付については、別に条例の定めるところによる。

4 議会運営

(一) 議会運営の原則

- (1) 議会は、透明性及び公正性を確保し、県民に開かれた運営を行うものとする。
- (2) 議会は、合議制の機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。
- (3) 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。

(二) 委員会

- (1) 議会は、常任委員会を、県政の課題に対応して積極的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。
- (2) 議会は、特別委員会を、県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

5 知事等との関係

(一) 知事等との関係の原則

議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事等との互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

(二) 議会への説明等

- (1) 議会は、知事等が予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その

他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、知事等に対し、その内容の説明を求め、政策提言等を行うものとする。

- (2) 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

(三) 質問等の充実

議員は、議場で質問及び質疑を行うに当たっては、一括質問、一問一答等の方式により、県民に論点を明らかにするよう努めるものとする。

(四) 知事等による確認

知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で質問及び質疑の趣旨を確認することができ

6 県民との関係

(一) 県民と議会の関係

- (1) 議会は、県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努めるものとする。
- (2) 議会は、県民等の知見及び意見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるものとする。
- (3) 議会は、請願及び陳情を、県民の政策提案ととらえ、必要と認める場合、県民の意見を聴く機会を設けることができる。

(二) 広聴及び広報

- (1) 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広聴及び広報に努めるものとする。
- (2) 会派及び議員は、議会活動に関して積極的な広聴及び広報に努めるものとする。

(三) 会議の公開等

- (1) 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、本会議及び委員会を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を速やかに公表するよう努めるものとする。
- (2) 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を、別に条例で定めるところにより公開するとともに、本会議及び委員会の会議録を県民が閲覧できるようにするものとする。

7 政治倫理

- (一) 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、品位を保持するよう努めなければならない。

- (二) 議員の政治倫理については、別に条例の定めるところによる。

8 議会改革

(一) 議会改革の推進

- (1) 議会は、自らの改革に不断に取り組むものとする。
- (2) 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進委員会を設置する。

(二) 議会事務局

議会は、議会活動を補佐する議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

9 その他

(一) 他の条例との関係

議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(二) 条例の見直し

議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 施行期日

平成二十二年十二月二十七日

★ 広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）

一 改正の要旨

広島県の厳しい財政状況等を総合的に勘案し、県議会議員の議員報酬を減額する特例措置を行うため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

特例措置の期間は、平成二十三年四月一日以降最初に招集される広島県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日までとした。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）

一 改正の要旨

月の中途において議長、副議長及び議員の職を離れた場合の議員報酬を日割計算により支給するために、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年十二月二十七日

★ 広島県議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）

一 改正の理由

情報公開を推進することを目的として、地方公社に関する情報について国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人に関する情報と同様に扱うこととしたため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年一月一日